

侵入防止柵修繕事業補助金

近年、社会情勢および生活環境の変化により野生獣による被害が多発しています。

集落が地域の力で獣害を軽減するため、財産管理委託契約に基づく侵入防止柵の修繕に要する経費の補助を実施します。※侵入防止柵とは、市の資材支給により設置した柵（国の交付金を利用）のことを指します。

○対 象 ・財産管理委託契約に基づき侵入防止柵を管理する集落
・侵入防止柵の設置から5年を経過するごとに1回とし、1団体につき2回を限度とする。

○補 助 額 財産管理委託契約に基づく侵入防止柵を修繕する資材の購入に係る経費の100%（千円未満切り捨て）※ただし上限10万円とする。

○補助内容 侵入防止柵の修繕用資材の購入経費

○補助対象

対象資材	対象外
・打込柱 ・支柱 ・溶解金網 ・針金 ・亜鉛メッキメッシュフェンス ・トタン ・その他（獣害対策室と協議してください。）	・購入に際しての送料 ・食費 ・人件費 ・その他（資材以外のもの など）

○提 出 書 類 【申請書の添付書類】
・交付申請書（様式第1号）
・事業計画書（様式第2号の1）
・収支予算書（様式第2号の2）
・見積書等費用明細がわかる資料（宛名は組合名）
・侵入防止柵設置の中で修繕する場所がわかる図面
・購入する資材の構造図又はパンフレット等
・議事録（別紙「議事録について」の内容が記載されたもの）
【報告書の添付書類】
・実績報告書（様式第2号）

<裏面へ>

- ・事業実績書（様式第2号の1）
- ・収支精算書（様式第2号の2）
- ・領収書（宛名は組合名）
- ・請求明細書（購入内容がわかる書類）
- ・修繕前の写真
- ・修繕後の写真
- ・侵入防止柵設置の中で修繕した場所がわかる図面

○事前協議 修繕内容や修繕箇所の確認のために獣害対策室にご連絡ください。

○予算要望 予算範囲内で随時受け付けますので、予算要望は必要ありません。

甲賀市林業振興課 獣害対策室

電 話：0748－69－2194

FAX：0748－63－4592